```
3年延長保証プレミアムサービス規程
 PCポンパー延長保証 3年延長保証プレミアムサービス(以下「本保証」といいます。) は株式会社ノジマ(以下「弊社」といいます。) がサービスを運営・提供します。
弊社は本保証にご加入頂(お客様に対して延長保証書(以下「保証書」といいます。) を電配的方法にて発行します。保証書が発行され、お客様がこれを受領した時点で、本保証の加入手続が完了します。
弊社は、保証書に記載された製品(以下「本製品といいます。) について、〔3年延長保証フレミアムサービス規定(17年 規定)といます。) に定むころに従い、無保修理(以下(保証修理)といいます。) 等を提供します。
 第1条. 保証範囲
                        REMENDE
以下の事項を本保証の対象とします。
(1)本製品の取扱説明書や注意書きに従って正常に使用したにもかかわらず、本製品に生じた電気的・機械的故障で且つ、
本製品の製造メーカー(以下「メーカー」といいます。)の保証規定にて保証対象となる故障(以下「自然故障」といいます。)を対象とします。
(2)本製品に被損、破裂、火災、落雷、異常電圧、水濡れ、風災、雪災等の偶然の事故に起因して本製品の機能が正常に働かなる場合(以下「物損」といいます。)を対象とします。
                  2 第13条で定める「保証の適用除外事項」に該当する場合には、本保証の対象外とします。
第2条 保証限度額
以下の事項を修理限度額とする。
1 自然故障の場合には、保証書に記載された保証上限金額を限度額(以下、自然故障に係る本保証の限度額を「保証限度額(自然故障)」といいます。)として本保証に係る保証修理等を提供します。
2 物損の場合には、
(1)修理上限金額にメーカー保証開始日からの経年数料率を乗じた金額を、物損に係る本保証の限度額(以下「保証限度額(物損)」といいます。)として保障修理等を提供します。
(2)終年数料率
メーカー保証開始日から1年未満まで、修理限度額の100%分の保証限度額(物損)とします。
メーカー保証開始日から1年未満まで、修理限度額の100%分の保証限度額(物損)とします。
メーカー保証開始日から2年から2年未満まで、修理限度額の70%分の保証限度額(物損)とします。
メーカー保証開始日から2年から2年未満まで、修理限度額の70%分の保証限度額(物損)とします。
メーカー保証開始日から2年から2年未満まで、修理限度額の70%分の保証限度額(物損)とします。
  第3条 保証期間
               R. KALIMINI
本保証が効かを有する期間(以下、この期間を「延長保証期間」といいます。)は、物相の場合、本製品のメーカー保証開始日から、保証書に記載された保証終了日に終了します。
自然故障の場合は、本製品のメーカー保証終了日の翌日から始まり、保証書に記載された保証終了日に終了します。
延長保証期間のよおいて本製品にかかわる修理回数に制限はないものとします。他、メーカー及び販売店の事情により交換品(新品)が提供された場合、
その他事由の如何を問わず、保証書に記載された保証終了日は変更されないものとします。
 第4条. 保証内容
                       採証内容
自然故障の場合

超毛保証期間内にて本製品に自然故障が発生した場合には、当時自然故障に係る侵証修理に要する金額が、保証閥度額(自然故障)の範囲内で保証修理を行います。

本製品が、メーカーが規定する出張修理対象製品である場合に限り、出張修理での侵証修理を行います。

出張修理対象製品以外の場合には、弊社が指定する拠点まで、お客様より本製品を送付いただいた上で保証修理を行います。

出張修理時象製品以外の場合には、弊社が指定する拠点までの送料及び弊社指定の梱包材の費用は本保証に含まれます。
                   2 物損の場合
延長保証期間内にて本製品に物相が発生した場合には、当該物相に係る保証修理に要する金額が、保証限度額(物損)の範囲内で保証修理を行います。
本製品が、メーカーが規定する出議修理対象製品である場合に限り、出張修理での保証修理を行います。
出張修理対象製品以外の場合には、弊社が指定する拠点まで、お客様より本製品を送付いただいた上で保証修理を行います。
出張修理時の出張料及び、弊社が指定する拠点までの送料及び弊社指定の梱包材の費用は本保証に含まれます。
               修理金額が、対象となる修理限度額を超過する場合、第5条で定める株式会社/ジマの運営する「/ジマオンライン」のボイント(以下「ボイント」といいます。)にて、
修理限度額の範囲内での代替品購入用のボイントを付与し、本保証は終了します。
修理限度額を通過した修理費用を、お客様が自己負担をしても、修理を続行することはできません。
第5条、ボイント

「本保証における日回の保証修理に要する金額が、自然故障において修理限度額(自然故障)を超過する場合、物相において修理限度額(物捐)を超過する場合や、修理不能な場合は、

技式会社グジマの国営する「ジマオンライン」のボイント、以下「ボイント」といいます。)にて、修理限度額の範囲内での代替品膜入用のボイントを行与します。

ボイント付与には、お客様自身にて別途株式会社グジマの選官する「グジマオンライン」の会員登録が必要となります。

2 前項に基づポイントの付与により、保証は終了します。

出場修理対象製品以外については、修理機能された本製品の所有権は、弊社に移転するものとし、弊社は、顕後かかる本製品をお客様に返却する蓋券を一切負わず、これを任意に処分することができるものとします。

他力で、出張修理対象製品については、修理機能された本製品の所有権は、弊社に移転するものとし、事社は、爾後かかる本製品の所有権はお客様に帰属するものとし、

環後、かかる本製品の処分等についてはお客様が任意に処分することとします。

3 物損の場合、修理限度額(物損)を超過する修理の場合や、修理不能な場合、修理限度額(物損)の範囲内から免責金額として税別5,000円分を差し引いた金額分のポイント付与を行い、本保証は終了します。
 第6条、本保証の終了
以下の事項に該当する場合には、本保証は終了となります。
1 第1条に定めるところに従い、延長保証期間が満了した場合。
2 第5条に定めるところに従い、ボイントが付与された場合。
を 第5条、お客様のご負担となる主な費用
以下に定める毒由ないし費用は、本保証には含まれておらず、専らお客様のご負担によるものとします。但し、本保証の範囲外の事由ないし費用を、これらに限定する趣旨ではありません。
1 本製品が出席修理対象の製品以外の場合における、本製品の着脱費用及び、弊社の指定する配送手段以外での配送における送料
2 本製品の設置・工事費用及び本製品の処分に係る費用(リサイクル費用を含むける、保証管理に要する之業と様(住食)も、
3 本製品の設置・工事費用及び本製品の処分に係る費用(リサイクル費用を含む、以下同様。)並びに代替品提供の際に免生する送料及び設置・工事費用並びに当該代替品の処分に係る費用。
4 本保証利用時にお客様からのご連修に変要となる費用、その他適信費用。
5 保証修理を行う際に、代用品をお客様が必要とされる場合の当該代用品のレンタル費用(※弊社では、かかる代用品の手配・提供等は一切行いません。)。
6 本製品が出係修理対象製品以外の報合に、お客様の都合により、出係理工は引取修理を希望される場合のこれに伴う諸費用(出張費用、引取費用、梱包材等)。
7 本保証の対象外となる故障及び当該故障の修理に必要となる費用。
8 お客様のご都合に生保施理と本キンセルされた場合に必要となる費用。
9 製品の故障状況をお客様にて撮影する場合の、撮影に必要となる一切の費用。
第8条、保証修理の依頼方法
延長保証期間内に本製品に故障が発生した場合には、お客様は、延長保証お客様窓口(下記記載)に連絡して保証修理をご依頼ください。
保証修理受付時に、弊社より保証修理の手順をご説明しますので、手順に従ってください。尚、メーカー保証期間内の故障に関しては、メーカーのサポートセンターに修理をご依頼ください。
               延長保証お客様窓口 TEL:045-514-3488 受付時間:11:00~16:00(土日祝日除く) E-MAIL:pobomber@enet-japan.com (メールは土日祝日も対応)
                 本語を経過よる情報記してによる。これ、3000 支付所は、1000 ではいます。 というないます。 お客様のよる保証修理のご依頼を頂き取ります。 お客様はよる保証修理のご依頼を頂いて海和では、1000 では、1000 では、1000
 第9条、各録情報の変更
以下の場合には、お客様におかれましては、すみやかに延長保証お客様窓口までご通知ください。ご通知頂けなかった場合には、本保証が適用されないことがあります。
1 保証期間中に保証書に記載されたお客様名や連絡先電話番号、住所等の変更がある場合。本製品の第三者への転売や譲渡をされる場合には、本規定をご説明の上、お客様より新しい所有者の情報をご通知ください
2 メーカー若しくは販売店より代替品の提供等が行われ、製品情報及び製造番号に変更があった場合。
 第10条. 個人情報の使用

弊社は、お客様よりご提供いただいた保証項目、個人情報等を保管、使用、処理の上、本保証を提供します。

また、上記の目的のため、以下の場合に限り、弊社の責任において、事業協力会社、保険会社等へ、お客様の個人情報を提供いたします。

1 保証修理に際して、弊社と事業協力会社による個人情報の共有が必要となる場合。

2 本保証の履行に年リスクを対象とする損害保険会社との間の保険契約の締結・
 第11条. 間接損害等
法律上の請求の原因の種類を問わずいかなる場合においても間接損害(事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等)、特別損害、付随的損害、拡大損害、他の機器や部品に対するデータの損失又は損傷、
第三者からの賠償請求に基づく損害。身体障害に解因する死亡及び怪喪を含む)並びに他の財物に生じた損害に関して、弊社は一切の責任を負わないものとします。
 第12条. 免責金額
第4条、第5条におけるポイント付与を行った場合、修理限度額(物損)の範囲内から免責金額として税別5,000円分を差し引いた金額分のポイント付与を行います。
            第4条、第5条におけるポイント付与を行った場合、修理限度額(物損)の範囲内から免責金額として税別5,000円分を差し引いた金額分のポイント付与を行います。

3 取り扱い説明書、注意者に記載してカー保証の対象外である加工、改造、修理者しくは清掃に起因する故障及び損害。

1 お客様又は第二者の故意又はメーカー保証の対象外である加工、改造、修理者しくは清掃に起因する故障及び損害。

2 即1扱い説明書、注意者に記載している取り扱いが表とは実施なる不適切な使用(管理の不備、改造行為、増設、電池漏洩等)等、取り扱いが不適当であることに起因する故障及び障害。

3 取り扱い説明書、注意者に記載している取り扱い方法とは異なる不適切な使用(管理の不備、改造行為、増設、電池漏洩等)等、取り扱いが不適当であることに起因する故障及び障害。

4 設置、13 事が主原因と考えられる未製品の政策及び指導に加工を良事を含む。)。

5 メーカーが定める想定された用法を超える適酷な使用に起因する故障及び損害の係能的への搭載、高温、高湿度等の特殊な環境での使用を含む。)。

6 地震、つみ、現ぐに起切する故障及び担害。

7 不具合の原因が、電池、充電池、ペンクカートリック、フィルターまたはメーカーが指定する消耗品の交換に係る場合。

8 通信環境イインターネット等を介してダウンロードしたデータ、プログラム又はその他のソフトウェアに起因する故障及び損害。

10 盗難、熱光、置きたれ、その他の事由により、名音技体を製造と保有しておらす。大きないが確認できない場合。

11 経年変化あるいは使用損耗により発生する現象で、通常使用に支障のない部分での経年劣化の範囲に相当するもの代表は、金装面、メッキ面、樹脂部品、スプリング等のヘタリ、自然退色、多化、さび、協食、力が変質、変色、その地類ののも事等。。

12 本製品の機能および使用の際に影響の無い損害(外観、傷、液晶の画面焼けやでの経年劣化の範囲に相当するもの代析・禁止との欠陥又は本来的に賃貸に基づ制限、不見会、不利益等。

14 本製品の使用、構造上の欠陥又は本来的に賃貸に基づ制限、不見会、不利益等。

15 部品等本製品の機能が対めの際の定は本来的に賃貸に基づ制限が外間ければ、正常に本製品が動作しなくなる又は本製品の本来の使用を満たさなくなるものが、学社への本製品の提供時点で欠急している場合に最近ものが原始を使用したいた場合のの様子におしてる故障及び不具合。

17 弊社が保証修事の依頼を受けた本製品の点検診断を実施した結集、学社が政策の存在を確認できなかった場合。

3 本保証の対象化に起るする故障とがよって、本製品の最終の本業を見たといい意で修理な順に係る一切の費用、部品交換を伴わない調整、手直し修理、保守、点検、検査、作業等の情が、リカバー・製品のの様と選をしたが明しまい状態での修理技術目の最近の情がに係る一切の費用、部品交換と使用を通りる機関・
3 電気が入っている等、技術知覚の無い違常となどは相断しない状態での修理技術用、過度力解、使用機関の関係、発生のでは関整を表しているのと単性技術の表面、としている場合は、単位のでは、単位を関係のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、単位のでは、
  第13条 保証の適用除外事項
```

第14条、その他の注意事項 1 故障並びに損害の認定等について弊社とお客様の間で見解の相違が生じた場合には、弊社は中立的な第三者の意見を求めることができます。 2 出機能理対象製品以外の修理性類晶において、返却可能日老お知らせしている場合(お客様のご都合でお知らせできない場合を含む。)、 依頼をお設けした日から1年間を経過してもお受け取りいただけないときは、実計にて処分させていただきます。 その際には修理費用(キャンセルに十ラー つめ食用を含む)に加え、処分に要した費用の一切を、弊社の請求に従い遠やかにお支払いいただくものとします。 3 弊社は、本保証について理由の如何を問わず、保証料金の返金は行いません。 4 お客様は、本保証について理由の如何を問わず、保証料金の返金は行いません。